

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：令和6年6月25日（令和6年（行情）諮問第728号）

答申日：令和7年11月5日（令和7年度（行情）答申第524号）

事件名：平成26年度鬼怒川・小貝川水理解析検討業務報告書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年10月19日付け国関整総情第2176号-1により関東地方整備局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである（資料は省略する。）。

（1）審査請求書

ア 審査請求人は、処分庁に対し、2023年9月18日付けで「平成26年度鬼怒川・小貝川水理解析検討業務報告書」（本件対象文書）の開示請求をしたが、処分庁から原処分を受けた。

イ 処分庁は、不開示とした理由を「請求のあった行政文書については、保存期間満了時期が2020年3月31日であり、保存期間満了に伴い廃棄されているため、文書が存在しない」としている。

ウ しかしながら、「（本件対象文書が）保存期間満了に伴い廃棄されているため、文書が存在しない」という記載が事実と反すると考えざるを得ないだけでなく、本件対象文書を作成年度の翌年度から起算して5年で廃棄するとの規定があったとも考えられない。

エ 2021年5月の審査請求人への開示文書では、本件対象文書は、紙媒体では廃棄したと書かれており、その記載は、電子データは廃棄していないことを意味しているはずである。電子データを廃棄したのなら、処分庁は、その証拠を示すべきである。少なくとも、廃棄の意思決定をしたことを示す決裁文書を提示すべきである。決裁文書が存

在しないなら、いつ、誰が、どのように廃棄したのかを説明すべきである。そもそも一般論として、電子データの廃棄はどのような手続を経てなされることになっているのかを根拠規定を示して説明すべきである。

オ 関東地方整備局特定課Aの職員に電話で質問したところ、文書の廃棄については決裁を行わないとの説明があったが、文書管理のあり方として、そんないい加減な管理は、あり得ない話である。廃棄の決裁があったとしても、担当職員が実際に廃棄するとは限らないのに、決裁さえしないのであれば、保存期間満了後の文書が存在するかは全く手がかかりさえなく不明ということになるが、そんな無責任でずさんな文書管理が国土交通省で行われているとは到底考えられない。

カ 職員は、文書の「不存在」の理由について5年で廃棄される規定があり廃棄されたと説明するが、廃棄した証拠を示さない（2021年5月の審査請求人への開示文書は、開示請求されてからの作文であり、証拠ではない。）のであるから、一定期間で廃棄されるという規定があるから存在しないと言っているのと同じであることから、処分庁は、文書の「不存在」の意味を誤解していると思われる。かつて実在した文書の「不存在」とは、廃棄されて物理的に存在しないことと解すべきであり、法的に廃棄すると決めたことと解するのは誤りである。

キ 本件対象文書の性質から考えて、作成の翌年度から起算して5年で廃棄するとは考えられない。「平成26年度鬼怒川・小貝川水理解析検討業務報告書」は、2河川の直轄管理区間の全てについておそらくは毎年度実施される水理解析検討業務の報告書であり、数千万円の経費がかかったと思われる。河川の経年的な変化を把握することは、今後の改修計画や維持管理計画を作成する際に永く参照されるべき資料と考えられるのであり、5年で廃棄することは、税金の無駄遣いであるだけでなく、適切な河川管理のためにも不適切な行為であり、5年で廃棄したと主張する処分庁の説明には合理性がない。

ク 処分庁は、本件対象文書は、2020年3月31日の保存期間満了に伴い廃棄したと不開示通知書に書くが、仮に事実だとしても、別の理由により、それ以降も存在した可能性がある。本件対象文書については、特定個人が2016年以降に開示請求をしており、処分庁が開示した際の開示通知書の控えとして、本件対象文書を保存していたはずであり、開示通知書の控えの保存期間が5年だとしても、本件対象文書は、2021年以降も存在したはずである。

ケ また、処分庁が本件対象文書を2020年3月31日の保存期間満了に伴い廃棄したと主張する点について、上記のとおり、2021年5月の審査請求人への廃棄時期に関する開示文書では、紙媒体につい

ては保存期間満了時期が２０２０年３月３１日だと書いているので、電子データについては、２０２１年度以降も存在したという意味で「紙」と明記したと考えるのが合理的である。また、鬼怒川・小貝川水理解析検討業務報告書が毎年度作成されるものであれば、紙の報告書を長期に保存すると保存スペースがなくなるという問題があるが、電子データの場合、保存スペースの枯渇の問題は起きないし、莫大な予算を要するわけでもないから、そもそも手間暇をかけて保存期間満了文書のデータを消滅させる動機も実益もない。処分庁にとっての動機や実益があるとすれば、国が水害訴訟を提起された場合に備えて、あるいは訴訟係属中に関係文書をいち早く消滅させて、被害者による瑕疵の立証を困難にし、国の敗訴の確率を減らすことくらいである。

コ 国土交通省の電子データに係る文書管理システムがどのようなものかは部外者には不明な点があるが、本件対象文書を作成した特定河川事務所が使った２０１４年度の文書（電子データ）は、当該年度の業務が出納整理期間も経過し、完全に終了した後で記憶媒体に記憶された上でロックされ、閲覧はできるが、修正と削除はできない状態で保存されるものと思われ、後日、ロックを解除して保存期間満了文書をいちいち廃棄する作業をするとは思えないことから、本件対象文書は、記憶媒体に残っていると思われ、開示は現在でも可能だと考えるのが合理的である。

サ 処分庁は、文書によって恣意的に対応を変えており、不当である。処分庁は、鬼怒川の堤防及び堤防類地の定期縦横断測定の成果については、１９９０年度に遡って開示しており、保存期間にこだわっていないと思われる。ところが本件対象文書については、５年を経過したら廃棄すると決めているから不開示とするのは恣意的であると思えない。恣意的でないと言うのであれば、処分庁は、定期縦横断測定の成果の保存期間を定める規定を示して恣意的でないことを説明すべきである。定期縦横断測定の成果が５年保存なら、なぜ２５年以上を経過した２０１５年以降も保存していたのか、永年保存なら、なぜ１９９０年度以降しか開示しないのかを説明すべきである。

シ 鬼怒川の管理の実務を見ても、調査や分析の報告書は、作成から５年以上経っても必要とされる場合があり、本件対象文書を５年で廃棄したという説明には、合理性も信ぴょう性もない。例えば、鬼怒川の堤防の浸透破壊の弱さについて調査した結果をまとめた詳細点検結果一覧（下図）は、２０１４年度三坂地先外築堤護岸設計業務報告書（２０１５年３月、特定会社）p 3－62で引用されている。上記報告書には、詳細点検結果一覧の作成時期が明記されていないが、２００２年度堤防設計指針を受けての調査と思われるので、仮に２００６

年度作成の文書だとすると、8年後の報告書で参照されるべき既往調査結果として引用されたことになる。この場合、仮に処分庁が詳細点検結果一覧を5年で廃棄していたとしたら、上記業務の受託者が正しく文献を引用したかを直ちにはチェックできないという不都合が生じる。また、詳細点検結果一覧が上記業務に不可欠な文献であるのに処分庁が5年で廃棄していたとしたら、かつ、詳細点検結果一覧を作成したのが特定会社だとしたら、発注者である処分庁は業務に不可欠な文献を落札者に提供できないため、上記業務を受注できる業者は、詳細点検結果一覧のデータを保有している同社に限られることになり、入札の公平を害することになる。これらのことから、建設コンサルタントが提出した報告書を5年で廃棄したとする処分庁の説明は事実には反すると考えられる。

ス 審査請求人は処分庁に対して様々な文書の開示を請求してきたところ、ある文書については、たまたま職員が保有していたものを開示しますと担当職員から言われたような記憶がある。つまり、処分庁は、建前として存在する文書を公開するのが情報公開ではなく、建前はともかく、実際に存在する文書を公開することが情報公開の趣旨であることを理解していると思われる。しかるになぜ、本件対象文書に限っては、処分庁は廃棄した証拠もないのに廃棄したの一点張りで建前論にこだわるのか理解に苦しむ。

(2) 意見書

ア ここでは、国土交通大臣（以下「諮問庁」という。）が作成した理由説明書に反論するとともに、本件審査請求後に思い当たった、本当の不開示理由と思われる事実について記す。

なお、審査請求の理由の（7）（上記（1）キ）において、「おそらくは毎年度実施される」は、おそらく誤りであり、「の」に訂正願いたい。

イ （中略）

諮問庁の考え方は不当である。なぜなら、審査請求人は、処分庁が文書によって恣意的に対応していることを指摘している（上記（1）サ及びシ）し、廃棄について決裁しないことに疑問を呈している（上記（1）オ）し、廃棄とは具体的にどのような手続でなされるのかを説明すべきである（上記（1）エ）、とか、電子データを廃棄する実益があるのか（上記（1）エ）との疑問も呈しているにもかかわらず、「主として」と称して、審査請求人の主張をほとんど切り捨て、「証拠が示されていない」という点及び「電子データは存在するはずだ」という点の2点に絞り、それら2点についてのみ検討して結論を出しているからである。

すなわち、諮問庁は、審査請求人の主張のうち、答えやすいものについてのみ応答し、自分に都合の悪い指摘や疑問を無視するというご都合主義の検討により結論を出しているものであり、検討の中身を見るまでもなく不当である。

ウ 諮問庁は、「処分庁に対して、本件対象文書の作成当時における文書保存期間を確認させたところ、（中略）保存期間は5年とされていた。」（理由説明書 p 4（下記第3の3（2）イ））と書くが、虚偽である。

保存期間が5年という数字が結果的に正しい可能性はあるが、下記のとおり、保存期間が5年であることを確認できなかったにもかかわらず、確認したように書くことは虚偽記載である。

エ 本件対象文書の作成当時における文書保存期間を確認することができないことは、諮問庁が「念のため、本件対象文書作成当時の保存期間が5年であったことを確認するため、（中略）本件保存期間表（ここでは、2014年度当時の標準文書保存期間基準を指すと思われる。）の提示を求めたところ」、処分庁が「本件対象文書の作成以降、保存期間表が更新されたため、最新の保存期間表しか存在しない」（理由説明書 p 5（下記第3の3（2）エ））旨の説明をしたことから明らかである。

つまり、「最新の保存期間表しか存在しない」のであるから、2014年度当時の本件対象文書の「保存期間は5年とされていた。」ことを確認できるはずがない。

それでも諮問庁が「保存期間は5年とされていた。」ことを確認したと主張するのであれば、根拠資料を示すべきである。

オ ちなみに、諮問庁は、「本件保存期間表が存在しないことに不自然・不合理な点は存在しない。」（理由説明書 p 5（下記第3の3（2）エ））と書くが、諮問庁は、「本件保存期間表」を最新の状態のものと定義しているので、本件保存期間表は存在するのであり、誤りである。

「本件保存期間表」の定義は、「特定河川事務所特定課B標準文書保存期間基準」（理由説明書 p 4（下記第3の3（2）イ））であるが、作成時期については言及していない。

しかし、諮問庁は、「本件保存期間表」を見て「保存期間は5年とされていた。」と書いている。そして、保存期間表は最新の状態のものしか存在しないのであるから、「本件保存期間表」を最新の状態の保存期間表の意味で用いているのであり、それが存在することは明らかなので、「本件保存期間表が存在しない」という記述は誤りである。

諮問庁は、言葉の定義を場面によって変えることによって議論を混

乱させるべきではない。

カ なお、処分庁は、内閣府からの通知に違反した運用を行っている。

理由説明書 p 5（下記第3の3（2）エ）によると、内閣府大臣官房公文書管理課長通知（2022年2月10日）というものがあり、常用文書については、上書きされたものがあればよく、上書き前の状態の行政文書について移管・廃棄の手続を行う必要がないものとされているとのことである。

しかし、法令や規則は、原則として遡及適用されないものである。

そうであれば、上記通知が適法であるとしても、2022年のある時期以降はそのような運用が許されるということであり、逆に言えば、その時期までに存在した常用文書については、一定期間を保存した後に移管・廃棄の手続を行う必要があることになる。

しかるに処分庁は、上記のとおり、諮問庁から本件保存期間表（ここでは、2014年度文書に適用される保存期間表の意味で用いていると思われる。）の提示を求められて、保存期間表は常用文書なので最新のものしか存在しない旨の説明をしており（理由説明書 p 5（下記第3の3（2）エ））、すなわち、処分庁は、2014年度文書に適用される保存期間表に対して、移管・廃棄の手続をとることなく、上記通知を遡及適用することによって、2022年より前の保存期間を不明ならしめたのであり、違法な文書管理である。

もっとも、上記通知に遡及適用する旨の記載があれば話は別だが、諮問庁は、そのような記載について言及していないのであるから、そのような経過措置的な記載はないものと考えるべきである。

キ ちなみに、内閣府大臣官房公文書管理課長通知（2022年2月10日）は、そもそも不当である。

この通知によれば、各省が保存期間表を常用文書に設定した場合、最新の状態の保存期間表があればよいことになり、すなわち、過去に作成した文書に適用されるべき保存期間基準が不明でもよいことになる。

そうであれば、各省が文書作成当時の保存期間基準を適正に適用したか否かを検証できなくなることを許容することになり不当である。

ただし、各省が保存期間表を常用文書に設定しなければ、上記の検証は可能なので、本件では、上記通知は適法であったとしても、国土交通省が保存期間表を常用文書に設定したことが不当であったと見ることも可能である。内閣府は、上記通知を発する際に、各省において常用文書に設定することが妥当でない文書を例示するなどして明らかにしておくべきだったのであり、明らかにしていなかったとすれば、やはり通知に欠陥があったことになる。

ク 諮問庁は、2014年当時において、「「保存媒体の種別」として「紙」、「電子データ」、「紙及び電子データ」の選択肢が存在したところ」（理由説明書p5（下記第3の3（3）イ））と書くが、何を根拠にそう言えるのか不明であり、証拠を出すべきである。

別添1の「移管・廃棄簿」には、「保存媒体の種別」が書かれているが、「移管・廃棄簿」は、保存期間満了日の少し前に作成されるものであり、取得当時に作成されるものではないので、上記事実の証拠にならない。

ケ 諮問庁は、処分庁が上記選択肢の「中から「紙」を選択したということは、本件対象文書は紙で保存し、電子データでは保存していなかったと考えるべきである。」（理由説明書p5（下記第3の3（3）イ））と書くが、あまりにも常識に反する主張である。

国土交通省のウェブサイト（下記URL（略））によれば、業務（調査・設計）を対象とした電子納品は、2001年度から、契約金額にかかわらず、全ての契約について実施されていると書かれている。

電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいい、その目的は、次のとおりであると書かれている。

- ・ 資料の再利用性を向上させることで、効率的な事業執行を実現する。
- ・ 事業全体の情報を電子的に共有化・伝達を実現することによって、情報の伝達ミスや転記ミスを低減し、公共事業の品質向上を実現する。
- ・ 資料授受を容易にするとともに、保管場所の省スペース化を実現する。

（事業執行の効率化）（公共事業の品質の向上）（ペーパーレス、省スペース）という上記目的を達成するため、電子納品について定めた実施要領が2001年度までに規定されたはずであり、2014年度文書である本件対象文書が電子納品されたことは疑いのない事実である。

したがって、「（そもそも最初から）電子データでは保存していなかったと考えるべきである。」という推論は成り立たないし、上記選択肢の中から「紙」のみを選択したという話もあり得ない。

処分庁が本件対象文書を紙媒体のみで保存して利用していたとしたら、関係職員がその情報を共有するためには、いちいちコピー（ほとんどがカラーコピーとなるはず。）をする必要があり、そのような時間とコストがかかる作業をするはずがない。

もし、処分庁が電子納品された電子データを早々に廃棄し、紙媒体

でのみ保存していたとしたら、処分庁は、電子納品の意義を全く理解していなかったということになり、非常識極まりない。

もし、処分庁が電子納品された電子データを早々に廃棄したのであれば、その時期、廃棄した者の職名及び理由を諮問庁は明らかにすべきである。

重要なので繰り返すが、諮問庁は、「本件対象文書は紙で保存し、電子データでは保存していなかったと考えるべきである。」（理由説明書 p 5）と書き、あたかも、処分庁が最初から電子データを保有さえしていなかったかのように書く。

諮問庁は、少なくとも、本件対象文書について処分庁が電子納品を受けたという事実を認めるのか、認めないのかを明確にするべきである。

この点を曖昧にしたままでは、審査は進まない。

コ 河川事務所が河川の水理解析業務を委託した場合には、報告書を紙と電子データで徴取し、両方を保存するのが常識的であると考えられる。

処分庁が2014年度当時に本件対象文書の「保存媒体の種別」として「紙」を選択したことが事実であるとすれば、業務委託については、2001年度から電子納品の制度ができていたにもかかわらず、「保存媒体の種別」としてわざわざ「紙」を選択した理由について、諮問庁は処分庁に聴取して説明すべきである。

説明できないとすれば、本件対象文書の取得時に「保存媒体の種別」として「紙」を選択したという話は虚偽であると考えざるを得ない。

サ 本件対象文書を紙で保存することが不自然であることは、本意見書の別添1の「移管・廃棄簿（平成23年度鬼怒川・小貝川氾濫解析検討業務報告書、平成26年度鬼怒川・小貝川水理解析検討業務報告書）」（順序が前後するが、別添1の詳細は下記セに記載する。）によっても分かる。ただし、2011年度文書の名称は、「氾濫解析検討業務報告書」である。

「平成23年度鬼怒川・小貝川氾濫解析検討業務報告書」については、水理解析についての報告書ではないとしても、「媒体の種別」は「電子」とされており、これが業務報告書の常識的な保存形態であると思料される。

報告書の紙での保存が異常ではないと諮問庁が主張するのであれば、諮問庁は、2023年度から起算して過去20年間に遡って（それが無理なら可能な限り遡って）、鬼怒川・小貝川水理解析検討業務報告書がどのような媒体で保存されていたのかを説明すべきである。

シ 処分庁も諮問庁も本件対象文書の電子データを廃棄したとは言って

いない。

そうであれば、特定河川事務所が2014年度に文書管理に使用していた記憶媒体のロックを解除すれば、電子納品された電子データを閲覧できるはずである。

このことは、上記（１）コにも書いたが、諮問庁は無視しており、不誠実である。

誤解のないように付言すれば、審査請求人は、廃棄された電子データを復元して開示せよと言っているのではない。

諮問庁は、下記のとおり、冒頭部分や結論部分及び結論に近い部分では、電子データを廃棄したと言っているが、廃棄日も示さず、電子データが「不存在であると思料される。」（理由説明書p6（下記第3の3（3）イ））と言っているだけである。

そして、そのように思料する理由は、処分庁が2014年度当時に「保存媒体の種別」として「紙」を選択したことである。

しかし、「保存媒体の種別」として「紙」を選択したことは、電子データを廃棄したことを意味しないことももちろんである。

諮問庁は、結論として、「以上のことから、本件対象文書については、行政文書保存期間満了に伴い廃棄されたため、文書不存在である」（理由説明書p6（下記第3の3（4）））と書く（冒頭部分及び第3、3、（5）（下記第3の1及び3（3）オ）にも同様の記載あり）が、上記のとおり、「第3 原処分に対する諮問庁の考え方」（下記第3の3）における結論の前の記述のどこを読んでも、電子データを廃棄したと言える合理的な根拠も廃棄日も書かれておらず、つまり、結論と理由に齟齬があり、支離滅裂というほかない。

ス 諮問庁は、「移管・廃棄簿において文書廃棄日が2020年6月23日と記載されているために、本件対象文書の紙媒体及び電子データの双方について不存在であると思料される。」（理由説明書p6（下記第3の3（3）イ））と書く。

しかし、添付された移管・廃棄簿は、1件だけを抜き出して印刷したものであり、開示請求後に作成又は加工されたものかどうかは、部外者には知る方法がない。

公務員はウソをつかないという話は神話であり、森友学園事件で財務省が公文書を書き換えた例を出すまでもなく、上記のとおり、本件でも、諮問庁は、本件対象文書の取得当時の保存期間表を確認できなかったにもかかわらず、確認したように書いており、公務員がウソをつくこともあるのは厳然たる事実であるから、添付された移管・廃棄簿が開示請求後に作成又は加工されたものか否かは、部外者が知る由もなく、不明というほかない。

信ぴょう性を出すのであれば、不審な点がないかをチェックできるように、前後20件くらいの文書についても示すべきである。マスキングする箇所はほぼないであろうから、40行を追加した移管・廃棄簿を提出するとしても、手間はかからないはずである。

セ 本意見書の別添1は、理由説明書の別添1の移管・廃棄簿が信用できないことの証拠である。

本意見書の別添1は、「移管・廃棄簿（平成23年度鬼怒川・小貝川氾濫解析検討業務報告書、平成26年度鬼怒川・小貝川水理解析検討業務報告書）」として、2021年6月9日付けで処分庁から開示を受けたものである。

審査請求人の開示請求文書は、「平成23年度鬼怒川直轄改修事業事業再評価根拠資料の6頁及び平成26年度鬼怒川直轄改修事業事業再評価根拠資料の7頁に記載された「キロポスト以外の整備箇所」2箇所の整備事業の内容が記載された資料が廃棄された時期が分かる資料」（2021年5月6日付け請求）であったところ、廃棄日が記載されていないどころか、そもそも、「移管日・廃棄日」の欄さえ存在せず、「廃棄された時期が分かる資料」という請求内容に応えない、愚弄した文書であった。

「移管・廃棄簿において廃棄日が2020年6月23日と記載されている」（理由説明書p6（下記第3の3（3）イ））であることが分かっていたのなら、なぜ2021年6月9日付けの開示文書である別添1に記載しなかったのかを諮問庁は説明すべきである。

問題なのは、諮問庁の別添1と審査請求人の別添1は、同じく「移管・廃棄簿」であるにもかかわらず、様式が異なることである。

「移管日・廃棄日」、「起算日」、「保存場所」、「分類（大分類）」、「分類（中分類）」、「作成・取得年度等」、「管理担当課・係」、「作成・取得者」、「保存満了日」及び「備考」の欄があったり、なかったり、あるいは、例えば、「保存期間満了時期」と「保存期間満了日」という具合に表記が異なったりしていて、「移管・廃棄簿」の確定した様式がないことになり、不可解である。

要するに、処分庁は、その時々で「移管・廃棄簿」の様式を勝手に決めて、開示して、開示請求者を弄んでおり、そのようにして作成された「移管・廃棄簿」を信用できるはずがない。

そもそも情報公開制度とは、開示を請求されてから、新たに文書を作成して開示するものではないはずである。

しかるに処分庁は、「移管・廃棄簿」の開示の例を見ると、開示を請求されてから、新たに文書を作成して開示しているとしか思えない。

諮問庁は、このような形での行政文書開示が許されると考えるのか、

今後のこともあるので、見解を示すべきである。

とりあえず、諮問庁は、「移管・廃棄簿」の正式な様式を示すべきである。

なぜなら、そうしてもらわないと、開示された「移管・廃棄簿」がねつ造あるいは変造がなされたものかを判別できないからである。

ソ 上記のとおり、審査請求人は、「平成23年度鬼怒川直轄改修事業 事業再評価根拠資料の6頁及び平成26年度鬼怒川直轄改修事業 事業再評価根拠資料の7頁に記載された「キロポスト以外の整備箇所」2箇所の整備事業の内容が記載された資料が廃棄された時期が分かる資料」（2021年5月6日付け）を請求したところ、処分庁は、2021年6月9日付けで「移管・廃棄簿（平成23年度鬼怒川・小貝川氾濫解析検討業務報告書、平成26年度鬼怒川・小貝川水理解析検討業務報告書）」（別添1）を開示した。

しかし、その開示通知書には「移管・廃棄簿」という言葉があるが、開示された文書には、「移管・廃棄簿」の名称さえ表示されておらず、上記2文書が「移管・廃棄簿」とされるものに掲載されており、それらの保存期間満了時期が記載されているだけであるから、実際に廃棄されたのかは不明である。

また、理由説明書の別添1の表と異なり、「移管日・廃棄日」の欄が設けられておらず、廃棄されていたとしても、廃棄日が不明である。

このことは、上記2文書が廃棄されていないから「移管日・廃棄日」の欄がない文書を処分庁が作成した証左とも考えられる。

諮問庁は、上記二つの業務報告書が開示請求日までに廃棄されたと主張するのであれば、いつ廃棄されたのかを明らかにすべきである。

（本件対象文書の廃棄日については、電子データについては、理由説明書の中では示されていない。）

平成23年度鬼怒川・小貝川氾濫解析検討業務報告書の廃棄日については、本件の審査に関連がないとの反論が予想されるが、類似の業務報告書についての処理の実態を明らかにすることが、諮問庁の説明の真偽を明らかにするために必要なことである。

また、上記二つの業務報告書が開示請求を受ける日（2021年5月6日）よりも前に廃棄されていたとすれば、処分庁は、「平成23年度鬼怒川直轄改修事業 事業再評価根拠資料の6頁及び平成26年度鬼怒川直轄改修事業 事業再評価根拠資料の7頁に記載された「キロポスト以外の整備箇所」2箇所の整備事業の内容が記載された資料」として上記二つの業務報告書が該当することをどうやって認識したのかを諮問庁は根拠資料を示して説明すべきである。

特に、本件対象文書については、紙でのみ保存し、廃棄日が202

0年6月23日とされているのであるから、開示請求日である2021年5月6日（受理日は同年5月10日）時点では、そこに上記整備事業の内容が記載されているかどうか分からないはずである。

職員の記憶に基づいて上記二つの業務報告書の「移管・廃棄簿」なるものを作成し、開示決定をしたわけではあるまいから、根拠資料があるはずである。

タ 「移管・廃棄簿において廃棄日が2020年6月23日と記載されている」（理由説明書p6（下記第3の3（3）イ））のが事実だとしても、この日付の意味が分からない。2020年6月23日に処分庁が具体的に何をしたのかを諮問庁は説明すべきである。

チ 以上が諮問庁が審査請求人の主張に応答した部分への反論である（ただし、審査請求人と異なる人物が行った開示請求（以下「別件開示請求」という。）の問題については後記）が、冒頭の上記イに書いたとおり、諮問庁は、審査請求人の次の指摘や疑問を無視している。

（ア）処分庁が文書によって恣意的に対応している（上記（1）サ及びシ）

（イ）廃棄について決裁しないことは不可解である（上記（1）オ）

（ウ）廃棄とは具体的にどのような手続でなされるのかを説明すべきである（上記（1）エ）

（エ）電子データを廃棄する実益があるのか（上記（1）エ）

（ア）については、「（廃棄を理由とする不開示処分が）恣意的でないと言うのであれば、処分庁は、定期縦横断測定の成果の保存期間を定める規定を示して恣意的でないことを説明すべきである。定期縦横断測定の成果が5年保存なら、なぜ25年以上を経過した2015年以降も保存していたのか、永年保存なら、なぜ1990年度以降しか開示しないのかを説明すべきである。」と要求している。

また、鬼怒川の堤防の浸透破壊への弱さについて調査した結果をまとめた鬼怒川詳細点検結果一覧は、2002年度堤防設計指針を受けての大規模な調査であり、小貝川についても調査しているはずである。詳細点検の前段の文献調査をまとめたものとして概要点検結果一覧も存在する。

鬼怒川詳細点検結果一覧には、鬼怒川の堤防の浸透破壊への弱さが定量的に記載されている貴重な資料であり、改修工事の順序を考慮する際に参考にすべき資料であり、鬼怒川の改修工事が完了するまでは廃棄できるものではない性格の資料である。

諮問庁は、鬼怒川詳細点検結果一覧及び鬼怒川概要点検結果一覧（おそらくは2006年度文書）の保存期間（保存すべき期間及び実

際に保存した期間という意味で)を根拠規定とともに示すべきである。また、廃棄したとしたら、廃棄日及び廃棄理由も示すべきである。

以上についても、本件の審査と関連がないとの反論が予想されるが、処分庁が恣意的に文書を保存していたか否か、あるいは本件対象文書を特別に扱ったかを明らかにするために必要である。

(エ)について付言すれば、文書の電算管理システムにおいて、保存期間が満了した電子ファイルを手間暇をかけて廃棄すると、その分記憶媒体で使える容量が回復して、今後発生する文書の保存のために使える仕組みになっているなら、廃棄する実益があるとも言える。諮問庁は、保存期間が満了した電子ファイルを手間暇をかけて廃棄していると主張するのであれば、そういう仕組みになっていることを証拠を示して説明すべきである。

立法論になるが、そもそも、各省の文書管理規則における標準文書保存期間基準は、紙媒体での保存を念頭に、文書の性質に着目して決められたと思われ、旧態依然のものとなっており、紙媒体での文書については妥当するとしても、文書を電子データで作成し、取得し、保存することが主流となった今日では、民主的行政の実現という要請にそぐわないものとなっていると思われる。

基準に定める短期の保存期間が行政の責任回避に使われている側面もあると思われる。

諮問庁としては、なるべく情報を出さないようにして、自分たちに都合のよい情報だけで情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に判断をさせようとする作戦をとっているとしたかと思えないが、そうであるとすれば不誠実であり、必要な情報を出さなかったことによる制裁や不利益を受けるべきである。

ツ 次に、冒頭の上記アに書いたように、本件審査請求後に思い当たった、本当の不開示理由と思われる事実について記す。

諮問庁は、理由説明書 p 6（下記第3の3（3）ウ）において、Sという人物からの「別件開示請求」が2018年5月7日付けでなされ、処分庁が「本件対象文書の一部を請求文書として開示決定」をしたことを認めた。

なぜ、そう言えるのかと言えば、根拠資料があるからである。

諮問庁は、当該根拠資料及び上記開示決定に係る開示文書名を明らかにすべきである。

なぜなら、審査請求人は、当該開示文書と思しきものを保有しており、そこには、諮問庁が公にしたいくない事実が記載されているので、審査請求人が保有する文書が当該開示文書、すなわち「本件対象文書の一部」なのかを確認する必要があるからである。

テ 「本件対象文書の一部」とは、「H 2 6 鬼怒川浸水想定区域検討業務報告書（平成 2 7 年 3 月）」（別添 2 の DVD ディスク内の pdf ファイル。A 4 版で 2 0 2 頁の分量である。以下「浸水区域報告書」という。）であると思われる。作成者は、特定会社である。

別添 2 は、「本件対象文書の一部」とは違うと諮問庁が言うのであれば、証拠を示すべきである。

文書名が本件対象文書、すなわち、「平成 2 6 年度鬼怒川・小貝川水理解析検討業務報告書」とは異なるが、鬼怒川・小貝川水理解析検討業務は、鬼怒川浸水想定区域検討業務を含むのが通例と思われる。

例えば、審査請求人は、2 0 1 5 年度鬼怒川・小貝川水理解析検討業務報告書のうち、鬼怒川関係の部分について開示を受けたが、その内容は、次の七つのファイルに分かれていた。

平成 2 7 年度鬼怒川・小貝川水理解析検討業務報告書（H 2 7 . 9 鬼怒川治水対策編）

平成 2 7 年度鬼怒川・小貝川水理解析検討業務報告書（事業効果資料とりまとめ編）

平成 2 7 年度鬼怒川・小貝川水理解析検討業務報告書（重要水防箇所の検討（鬼怒川編 1））

平成 2 7 年度鬼怒川・小貝川水理解析検討業務報告書（重要水防箇所の検討（鬼怒川編 2））

平成 2 7 年度鬼怒川・小貝川水理解析検討業務報告書（重要水防箇所の検討（鬼怒川編 3））

平成 2 7 年度鬼怒川・小貝川水理解析検討業務報告書（重要水防箇所の検討（鬼怒川編 4））

平成 2 7 年度鬼怒川・小貝川水理解析検討業務報告書（浸水想定区域図編）

このことから、鬼怒川・小貝川水理解析検討業務は、鬼怒川浸水想定区域検討業務を含むのが通例と思われる。

ただし、2 0 1 4 年度の浸水想定区域検討業務については、なぜ独立した報告になっているのかは分からない。

ト 上記のとおり、審査請求人は、「H 2 6 鬼怒川浸水想定区域検討業務（平成 2 7 年 3 月）」（別添 2）の開示を受けた。2 0 2 1 年 8 月 9 日付けで請求し、同年 1 0 月 1 1 日付けで開示された。

S が浸水区域報告書から抜粋した資料が 2 0 2 0 年 7 月 1 7 日に鬼怒川大水害訴訟（2 0 1 8 年 8 月 7 日提訴、現在控訴審中）における甲第 2 7 号証として使われたことを聞き及び、浸水区域報告書の全体

像を把握するために、２０２１年８月９日付けで処分庁に開示請求をしたものである。

ナ 浸水区域報告書が「本件対象文書の一部」であるならば、本件対象文書は、諮問庁の説明によれば、２０２０年６月２３日に廃棄されたことになっているのであるから、審査請求人が２０２１年８月９日付けで請求しても、文書不存在を理由にして開示されないはずである。

また、処分庁の説明によれば、Ｓが２０１８年５月７日付けで「本件対象文書の一部」の開示請求をして、その開示文書の控えを１年未満の期間を定めて保存していたとしても、２０１９年度中には廃棄したと思われるから、やはり、審査請求人が２０２１年８月９日付けで請求しても、開示されることはないはずである。

ニ 以上のことから何が言えるかと言え、浸水区域報告書が「本件対象文書の一部」であるならば、という前提であるが、一つには、「本件対象文書の一部」は、２０２１年１０月１１日（審査請求人への開示日）までは存在したのであり、そうであれば、本件対象文書を２０２０年６月２３日に廃棄したという話（もっとも、電子ファイルについては、諮問庁は、根拠を示さず、唐突に廃棄したと書いている（理由説明書ｐ６の第３、３、（５）及び４（下記第３の３（３）オ及び（４）））ものの、２０２０年６月２３日に廃棄したという説明をしていない。）は成り立たないということである。

二つには、本件対象文書を紙で保存していたという説明も成り立たないということである。

添付２のｐｄｆファイルを見れば、各頁の文字にも画像にもズレや歪みはなく、「本件対象文書の一部」が２０２１年１０月１１日まで電子データで保存されていたことは明らかである。

諮問庁も、浸水区域報告書は、紙をスキャナで読み取ってｐｄｆファイルにして開示した、という言い訳はしないと思われる。

ヌ 浸水区域報告書の三つ目の問題は、作成時期と内容に齟齬があることである。

すなわち、浸水区域報告書は、２０１５年３月２７日を納期とし、作成時期も「平成２７年３月」と明記されているにもかかわらず、同年９月に撮影された写真が掲載されている。

浸水区域報告書ｐ３－３１からは、破堤氾濫条件等の設定の際に、２５０ｍ間隔の距離標地点の水位評価地点に１７箇所は無堤部等の箇所を追加することにし、ｐ３－３２からｐ３－３７までで、各地点の平面状況を航空写真で示している。ただし、左岸５１．０２Ｋ（ここでのＫは利根川との合流点からの距離を「ｋｍ地点」で表示する場合

の略称) についての航空写真は、なぜか存在しない。

p 3－35には、その上側に鬼怒川左岸25．35K付近の写真(別添3)が掲載されている。上が北で上流である。

この写真は、2015年9月16日以降に撮影されたものである。

なぜなら、写真中央右寄りに見える白い縦の線は、2015年9月10日に発生した鬼怒川の洪水が溢水(無堤部から水が溢れ出ること)した後に設置された大型土のうの列を白い遮水シートで覆ったもので、国土交通省関東地方整備局が作成した「『平成27年9月関東・東北豪雨』に係る洪水被害及び復旧状況等について(2017年4月1日)」のp17の写真(土のう積みを地上で撮影したもの。別添4)によれば、この大型土のうの列は延長209mで、設置完了日は2015年9月16日と書かれているからである。

念のために画像取得日が2015年10月9日とされているグーグルアースプロの空中写真(別添5)を見ると、浸水区域報告書p3－35の写真と似ており、画面中央に長大な土のう積みが写っている。砂の水分が減少したためか、住宅街や畑に白っぽい部分があり、洪水で流された砂が堆積しているのが明瞭に見て取れる。

念のため、被災前の写真も確認すると、画像取得日が2015年2月2日とされているグーグルアースプロの空中写真(別添6)を見ると、被災前なので、大規模発電事業者のソーラーパネルは整然と並んでいるし、川に近い箇所には、小規模発電事業者のパネル群も存在する。

2015年3月に作成された浸水区域報告書に鬼怒川左岸25．35K付近の写真を示すならば、別添6の写真に似たものにならない。

証明は省略するが、浸水区域報告書p3－32からp3－37までに掲載された航空写真は、川の水の濁り具合から、全て同時期に撮影されたものであり、一時期、国土交通省国土地理院が、そのウェブサイトで閲覧に供していたものであることが分かっている。

以上の検討により、2015年3月に作成されたはずの浸水区域報告書に2015年9月16日以降に撮影された航空写真が掲載されており、矛盾していると言え、浸水区域報告書は同年9月以降に作成された疑いが生じる。

諮問庁は、浸水区域報告書にこの齟齬ないしは矛盾が存在する理由を説明すべきである。

説明できないとすれば、本件対象文書には、上記以外にも公にしたいくない齟齬や矛盾を含んでいるために、その開示を拒否していると推測される。

もちろん、一般市民である審査請求人に対して本件対象文書を開示しても、そして、そこに齟齬や矛盾が存在するとしても、審査請求人の影響力が小さいこと考慮すれば、隠蔽するほどの理由にならないかもしれないが、審査請求人に開示してしまえば、本当に廃棄するまでは誰にでも開示しなければならなくなる。

そうなれば、発信力の大きい報道関係者が請求しても開示しなければならず、上記の矛盾等が広く報道される可能性がある。

そのことを考慮すれば、審査請求人に対して不開示にしておく理由はあることになる。

ちなみに、浸水区域報告書に公にしたくない矛盾が含まれているのに、処分庁は、2021年10月11日になぜこれを開示したのかという疑問が生じるが、単純に考えて、開示に係る職員が浸水区域報告書を詳しく読んでいなかったということであろう。

その後、某ウェブサイトで2021年11月16日に作成された「氾濫シミュレーションで浸水面積が最大となる地点は左岸22Kではない（その2）（鬼怒川大水害）」（下記URL（略））という記事で上記矛盾が指摘されているので、同日処分庁の職員がこの記事を見て上記矛盾を認識した可能性はある。

ネ 処分庁が本件対象文書を廃棄したとは考えられない。

周知のとおり、鬼怒川では、2015年9月10日に大洪水が発生し、主に3箇所で大規模な氾濫が起き、鬼怒川と小貝川に挟まれた低地約40平方キロメートルが浸水し、2人が死亡したほか、甚大な被害が発生した。

原因究明と再発防止のためには、それまでの鬼怒川の状態がどのようなものであったのかを知る必要がある。

そうであれば、被災する直前の2014年度に実施された鬼怒川及び小貝川水理解析検討業務の報告書は、被災直前の鬼怒川及び小貝川の状況並びに河川管理者の当時の認識を知る上で貴重な資料であると言え、処分庁が標準文書保存期間基準を杓子定規に適用して5年で廃棄するとは思えない。

それでも廃棄したというのなら、責任逃れが目的と思われても仕方なからう。

水害訴訟が終結する前に河川管理者が粛々と文書の廃棄を行ったら、被害者側が攻める手段が制限されるのであり、河川管理者と被害者の立場は元々対等でないのに、その格差がいよいよ拡大して、あまりにも不公平な結果を招くことは明らかである。

ノ 結論として、諮問庁は、本件対象文書の電子データについては、廃棄したことを何ら証明していないのであるから、そして、「本件対

象文書の一部」と見られる文書が取得後5年以上経過しても開示された事実があることから、本件対象文書が、少なくとも電子データとしては存在する蓋然性は極めて高いので、不開示決定は取り消されるべきである。

処分庁が文書の不存在をあくまで主張する場合には、不開示決定を取り消せないとすれば、結論は最初から出ていることになり、審査をする意味はない。

審査会の答申は、筋論でなされるべきである。答申に拘束力はないから、執行可能性を考慮する必要はない。

森友学園事件では、財務省側は文書の存否すら答えない不開示決定をしたが、審査会は、2024年3月、文書の存在が確認できないにもかかわらず、不開示決定を取り消すよう答申した。

したがって、本件で処分庁が文書の不存在をあくまで主張する場合にも、審査会は、処分庁に対し不開示決定を取り消すよう答申することも可能なはずである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

本件開示請求は、令和5年9月18日付けで、法4条1項に基づき、処分庁に対して、本件対象文書の開示を求めたものである。

これを受け、処分庁は、令和5年10月19日付け国関整総情第2176号-1により、本件対象文書は保存期間満了時期が令和2年3月31日であり、保存期間満了に伴い廃棄されているため、文書が存在しておらず原処分をした。

これに対し、審査請求人は、令和6年1月20日付けで、諮問庁に対し、本件審査請求を提起した。

2 審査請求人の主張

(略：上記第2に同じ。)

3 原処分に対する諮問庁の考え方

(1) 本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、令和2年3月31日に保存期間満了となったことに伴い廃棄されていることを確認し、文書不存在を理由として原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、主として、1) 本件対象文書が5年で廃棄されているとは考えられないこと及び廃棄したことを示す証拠がないこと、及び2) 本件対象文書が紙媒体で廃棄されていたとしても当該文書の電子データは廃棄されず存在していると考えer旨の主張をしているため、以下、1) 本件対象文書の文書保存期間及び廃棄の証拠、及び2) 文書保存形式について検討する。

(2) 本件対象文書の文書保存期間及び廃棄の証拠について

ア 処分庁においては、国土交通省行政文書管理規則（平成23年国土交通省訓令第25号）（以下「国交省文書管理規則」という。）6条1項により指名された文書管理者を文書管理の実施責任者として、同条2項に基づき、その管理する行政文書の事務を行っている。また、国交省文書管理規則14条1項では、文書管理者は、別表第1を踏まえ、標準文書保存期間基準（以下「保存期間表」という。）を定め、これを公表しなければならないとされている。そして、行政文書を作成又は取得した職員は、同条3項により、保存期間表に従い行政文書の保存期間を設定することとされている。

イ この点、諮問庁において、処分庁に対して、本件対象文書の作成当時における文書保存期間を確認させたところ、「特定河川事務所特定課B標準文書保存期間基準」（以下「本件保存期間表」という。）において、本件対象文書は、「計画・調査の業務委託等に関する業務」－「業務委託等の報告書」－「成果報告書」として分類され、保存期間は5年とされていた。また、本件対象文書は、開示請求を受けた時点（令和5年9月19日受理）においては、文書保存期間満了日である「令和2年3月31日」を過ぎており、必要な手続きに則って、廃棄されているため、請求人に対して文書不存在を理由として不開示決定を行った」旨の説明があった。

ウ 次に、保存期間が満了した行政文書の移管または廃棄を行った際は、国交省文書管理規則19条3項により、廃棄した文書について記す資料（以下「移管・廃棄簿」という。）に、名称、移管日及び廃棄日等を記載しなければならない旨規定されている。諮問庁において、処分庁に対して、本件対象文書の移管・廃棄簿の提示を求めたところ、本件対象文書の「名称」、「保存期間」、「保存媒体の種別」、「文書保存期間満了日」、「保存期間満了後の措置」、「保存期間満了後の措置結果」等が記載された移管・廃棄簿（別添1）の提出があった。移管・廃棄簿には、1）保存期間が5年であること、2）保存期間満了後の措置が「廃棄」と予定されていたこと、3）保存期間満了後の措置結果として廃棄したこと、及び4）廃棄日が2020（令和2）年6月23日であったこと等が記載されていた。このため、本件対象文書は、適切に廃棄されていると思料される。

エ なお、保存期間表自体の保存期間は、国交省文書管理規則別表第1により、常用（無期限）とされている。この点、常用文書の性質について、内閣府大臣官房公文書管理課長通知（令和4年2月10日）において、「常用文書は、その性質上、業務に常時利用する中で随時追加・更新・上書きされるものであり、追加・更新・上書きの度にそれより前の状態の行政文書について移管・廃棄の手続を行う必要はな

い。」と記載されている。このため、保存期間表は、追加・更新・上書きがなされた場合、随時最新の保存期間表のみが存在するということになる。この理解を踏まえた上で、念のため、本件対象文書作成当時の保存期間が5年であったことを確認するため、諮問庁において、処分庁に対して、本件保存期間表の提示を求めたところ、「保存期間表の保存期間は、国交省文書管理規則で「常用（無期限）」と設定することとされているところ、本件対象文書の作成以降、保存期間表が更新されたため、最新の保存期間表しか存在しない」旨の説明があった。このため、本件保存期間表が存在しないことに不自然・不合理な点は存在しない。

（３）本件対象文書の文書保存形式について

ア 審査請求人は、本件開示請求以前の令和3年5月の別件不開示決定において、本件対象文書が廃棄済みとの説明を処分庁より受けたが、本件対象文書の電子データは存在するはずであるという旨、及び、審査請求人と異なる人物が行った別件開示請求において本件対象文書が開示決定されたため、開示決定通知書の控えの保存期間を踏まえると、本件審査請求人の開示請求時点においては、本件対象文書は存在する旨等を主張している。

イ まず、本件対象文書の電子データの保存の有無について検討するにあたり、諮問庁において、処分庁に対して確認したところ、「本件対象文書における移管・廃棄簿には、「保存媒体の種別」として「紙」と登録されているところ、保存期間満了後に、廃棄された」旨の説明があった。平成26年当時において、「保存媒体の種別」として「紙」、「電子データ」及び「紙及び電子データ」の選択肢が存在したところ、この中から「紙」を選択したということは、本件対象文書は紙で保存し、電子データでは保存していなかったと考えるべきである。なお、本件対象文書の文書保存期間は、5年（保存期間満了日：2020（令和2）年3月31日）であるところ、現に、移管・廃棄簿において廃棄日が2020（令和2）年6月23日と記載されているため、本件対象文書の紙媒体及び電子データの双方について不存在であると思料される。

ウ 次に、別件開示請求における開示文書の控えの存在についても検討する。審査請求人が主張する別件開示請求は、平成30年5月7日付け開示請求を指していると思われるところ、処分庁からは、「本件対象文書の保存期間満了前であったため、本件対象文書の一部を請求文書として開示決定が行われている。しかし、開示決定通知により開示された文書については、国交省文書管理規則14条6項1号に規定される「別途、正本がある行政文書の写し」に該当し、保存期間を1年

未満に設定することが出来るため、処分庁においても、保存期間を1年未満に設定したことから、既に廃棄されている」旨の説明があり、当該説明に不自然・不合理な点はないと思料される。

エ なお、諮問庁において、本件対象文書の存否を念のため、処分庁に対して改めて、執務室内、書庫及び共有フォルダ内等を網羅的に確認させたが、「本件対象文書の保有を確認することは出来なかった」旨の説明を受けた。

オ このため、本件対象文書の紙媒体及び電子データ双方について廃棄しているため、文書不存在であるとの処分庁の説明に特段不自然・不合理な点はないものと考えられる。

(4) 結論

以上のことから、本件対象文書については、行政文書保存期間満了に伴い廃棄されたため、文書不存在であることを理由として行った不開示決定（原処分）は、妥当であると考えられる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|-------------------|
| ① | 令和6年6月25日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ | 同年8月21日 | 審査請求人から意見書及び資料を収受 |
| ④ | 令和7年9月10日 | 審議 |
| ⑤ | 同年10月29日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているものと解されるところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 本件対象文書の文書保存期間及び廃棄の証拠並びに本件対象文書の文書保存形式について、諮問庁は上記第3のとおり説明する。

また、意見書における審査請求人の指摘に関し、当審査会事務局職員をして改めて確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

ア 治水事業においては、事業の進捗や情勢の変化に応じて調査、計画等を行い、その結果を事業内容の検討に反映させていくものである。そのため、保存期間が満了を迎える文書については、事業の進捗や情勢の変化に応じて、引き続き必要とされる文書は保存期間延長の措置

を行うなど、その内容に応じて廃棄や保存期間延長の措置を個別に判断しているものである。

イ 本件請求に係る事業においては「平成26年度鬼怒川直轄改修事業事業再評価根拠資料」を今後の河川管理等の実施に必要とされる資料として別途保存しており、審査請求人が言及する各業務報告書（堤防詳細点検結果や定期縦横断測量結果を含む。）も含め、今後の河川管理等の実施に必要とされる資料は別途保存しているため、本件対象文書である業務報告書は、保存期間満了を迎えるに当たり、保存する必要がないと判断したものと思われる。

なお、審査請求人が意見書において言及する平成26年鬼怒川浸水想定区域検討業務については、沿川の洪水時の円滑かつ迅速な避難等に資するための浸水想定区域を検討するものであるため保存期間延長の措置を行ったものと思われる。

ウ 以上のとおり、保存期間が満了を迎える文書については、その内容に応じて廃棄や保存期間延長の措置を個別に判断しているものであり、他の報告書に係る保存状況は、本件対象文書が存在する根拠とはなり得ない（内容や名称が似た、あるいは対象地域がある程度一致する他の調査の報告書があったとしても、本件対象文書が存在しなければならないということではない。）。

エ 公文書等の管理に関する法律施行令9条1項4号において、法4条に規定する開示請求があったものについては法9条各項の決定の翌日から1年間、保存しなければならないと定められている。

しかし、別件開示請求により本件対象文書の一部が開示決定されたのが平成30年6月7日であり、その翌日から1年後は令和元年6月8日となるが、本件対象文書の保存期間満了日はそもそも令和2年3月31日であったため、別件開示請求を受けての保存期間延長の措置をとることはなかった。なお、当該決定については、審査請求及び取消訴訟が提起されていない。

(2) 上記(1)の諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、関東地方整備局において、本件対象文書を保有しているとは認められず、これを保有していないとして不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不

開示とした決定については、関東地方整備局において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 石川千晶、委員 磯部 哲

(別紙)

本件対象文書

平成26年度鬼怒川・小貝川水理解析検討業務報告書